

や

ま

く

ら

令和5年5月24日

-269号-

## ～やまぐち・くらし安心ネット通信～

消費生活

発行：山口県消費生活センター

トラブル情報

## 中古自動車の売却トラブル増加中！

## 相談事例

中古車を売却しようと思い、インターネットの一括査定を利用したところ、5社から連絡があり、そのうち1社が自宅まで査定に来た。



「他社の査定額と比較したいので車を戻してほしい」とすぐに電話したが、「車を返すのが面倒なため、他社にはこちらから連絡する」と言われ、車を返してもらえない。

「今日すぐに引き渡せば高く買い取ることができる」と言われ、強引に契約させられ、車を持っていかれた。



## 対応アドバイス

✓ 査定の際はすぐ契約せず、一度冷静に考えよう

車の売却は、クーリング・オフの対象外です。査定場で事業者から契約を急がされても、すぐに契約してはいけません。複数の事業者からの査定額が出そろった時点で比較検討することが大切です



✓ 査定の際に修理歴や事故歴を正しく伝えよう

査定の際に、修理歴や事故歴を正しく伝えることで、契約後に事業者が発見しトラブルになるリスクを減らすことができます。

✓ 契約内容を事前によく確認してから契約しよう

キャンセル料の金額、どの時点から料金が発生するのかなど、契約書の内容を理解してから契約することで、事業者からの一方的な減額や契約の解除、キャンセル料の過払いを防ぐことができます。

参考：国民生活センター「増加する中古自動車売却トラブルー強引な勧誘やキャンセル妨害もー」

## 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる 1 → ○郵便番号（7桁）入力

郵便番号が分からない 2 → ○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口  
又は

山口県消費生活センターなど

※相談窓口へつながった時点から、通話料金のご負担が発生します（相談は無料です）

## 注意情報

# 電子マネーで利用料の支払いを求める「架空料金請求詐欺」に注意



### <被害事例>

「NTTファイナンス」を語った非通知の着信があり



アダルトサイトの利用料が未払いである。  
このことで家庭裁判所から連絡がある。  
電子マネー支払いのため、コンビニで30万円分の電子マネーを購入するように。



などと言われ、コンビニエンスストアで電子マネーカードを購入し、利用権をだまし取られた。



### <被害防止のポイント>

- ◆ 電話やメールによる料金請求は、**まず詐欺だと疑う**
- ◆ **実在する企業等を名乗っても**、詐欺の可能性を念頭に対応する
- ◆ お金のお話が出てきたら、支払う前に**身の回りの人に確認する**

参考：山口県警察本部「防犯情報」

## お知らせ

# 「消費者啓発の標語」募集中！！

募集部門	A 消費のSDGs啓発部門 <i>New</i> B 18歳から大人！成年年齢引下げ啓発部門 C 高齢消費者被害防止啓発部門
応募資格	県内に居住または通勤・通学されている方
募集作品	文字数は30字以内、自作で未発表のもの
応募方法	はがき、封書またはメール 住所、氏名（ふりがな）、年齢（学年）、電話番号、学校名・団体名、作品ごとに応募部門（A～C）を記載してください。
応募締切	令和5年6月30日（金） 当日消印有効
お問合せ先	山口県消費生活センター（消費者政策班）TEL：083（933）2608

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。